

明専・九州工業大学自動車部OB会会則

第1章 総 則

第 1条 本会は明専・九州工業大学自動車部OB会と称し**本部を会計役員宅**に置く。

第 2条 本会は自動車部OBを主体とし、会員相互の扶助親睦を図るとともに、現役自動車部の発展に寄与することを目的とする。

第 3条 本会は前条の目的達成の為、次の事業を行う。

①会員総会 ②地区部会 ③現役部員との交歓会④自動車部への援助 ⑤その他

第 4条 本会は次の会員をもって構成する。

①通常会員 自動車部OBで会費を納入したもの。②特別会員 部長、顧問、参与で役員会が要請し受諾を得たもの。

③賛助会員 同部に協力するもので、役員会によって推薦し総会で承認されたもの。

④準会員 会費は未納だが、各種案内に回答があったもの。

第2章 役 員

第 5条 本会は次の役員**及び顧問**を置く。

①会長 1名 ②副会長若干名 ③幹事(地区幹事・副幹事)若干名 ④事務局・会計 若干名 ⑤担当役員若干名 ⑥会計監査1名 及び顧問 若干名

第 6条 前条の役員は、**通常**会員中より前期役員会によって推薦し総会で承認を得る。

第 7条 会長は本会を代表し、且つ会務を総括する。
2 副会長は会長を補佐し、会長不在の際はその職務を代行する。

3 幹事、**担当役員**は予算決算、その他会務を審議執行する。

第 8条 上記役員の任期は2年とする。ただし重任、兼任を妨げない。

2 役員は**原則として**次期候補を推薦した後、退任するものとする。

第3章 会 議

第 9条 本会の会議は、総会、地区部会、役員会とし、それぞれ、**通常会員の過半数**(委任状を含む)で成立する。

第10条 会議の議決は出席者の過半数(**委任状を含む**)の賛成をもってする。

2 総会は、本会最高の議決機関で会長がこ

れを召集する。

①定例総会

②会員の5分の1以上の要求があったとき

③会長が必要と認めたとき

第4章 会 計

第11条 本会の経費は会費及び寄付金をもってこれにあてる。

第12条 会費は1年分 1,000 円とし2年分 2,000 円を**原則として振替口座にて徴収する。**

第13条 本会の会計年度は10月 1 日に始め翌年の9月 30日に終了する。

第5章 地区部会

第14条 本会は地区部会を九州、関東、中京、関西に設置する。

2 その他の地区部会は本会に届けて設置することができる。

第15条 地区部会における役員・細則は、地区の会合によってそれぞれ定めることとする。

2 地区幹事は本部役員との兼任を妨げない。地区役員の異動はその都度本部に通知するものとする。

第6章 細 則

第 16 条 本会会則の改正は**役員会で審議の上総会で承認**を得る。

2 定例総会は隔年毎に開催する。

第 17 条 会員は住所氏名、電話番号などに変更があったときは直ちに本部に連絡するものとする。
2 会員は本人及び他の会員の移動、名簿の誤記、欠落など本部に通知するものとする。

第 18 条 本会は年に1回ないし2回、会報「流星」を発行し、会員、準会員に配布する。

附 則

(1)本会会則は昭和 41 年1月 26 日から有効とする。

(2)本会会則は平成 15 年 11 月 23 日改正施行する。

(3)本会会則は平成 19 年 10 月 20 日改正施行する。

(4)本会会則は平成 23 年 10 月 22 日改正施行する。